

行田羽生資源環境組合職員の育児休業等に関する規則

令和4年4月1日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び行田羽生資源環境組合職員の育児休業等に関する条例（令和4年条例第18号。次条において「条例」という。）に基づく育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等について、条例で定めるもののほかは、行田市職員の育児休業等に関する規則（平成20年行田市規則第32号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。